



# 山口県在宅難病患者一時入院事業のご案内

在宅の難病患者さんが、家族などの介護者の方の休息(レスパイト)等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、一時入院することが可能な病床を確保することにより、患者さんの安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。

## 1 対象者：次に掲げる要件のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 山口県内に住所を有する方
- (2) 山口県の「特定医療費（指定難病）医療受給者証」の所持者
- (3) 在宅で人工呼吸器（鼻マスクを含む）を装着している方
- (4) 家族等の介護者の病気治療や事故、冠婚葬祭又は休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護が受けられなくなった方



## 2 一時入院施設

- ・山口県と契約した医療機関へ入院することができます。（裏面参照）
- ・申請時に希望をお伺いしますが、病床の空き状況等により、ご希望に添えない場合もあります。

## 3 入院期間・回数

- ・1回あたり14日以内（同一年度において1人あたり28日以内）です。
- ・年度で28日以内であれば、入院回数に制限はありません。（例：14日間を2回）

## 4 入院費用（患者さんの負担額）

- ・医療保険の自己負担額（難病の医療受給者証、医療保険の利用可）
- ・入院施設への移送費用や差額ベッド代等の雑費



## 5 入院中のケア

- ・通常の入院と同様に、受入先の医療機関の医療や看護体制でのケアになります。患者さんの状況に応じたケアを可能な範囲で調整しますが、ご家族のケアとは異なりますので、ご自宅と同じように療養いただくことが難しい場合もあることを、あらかじめご了承ください。

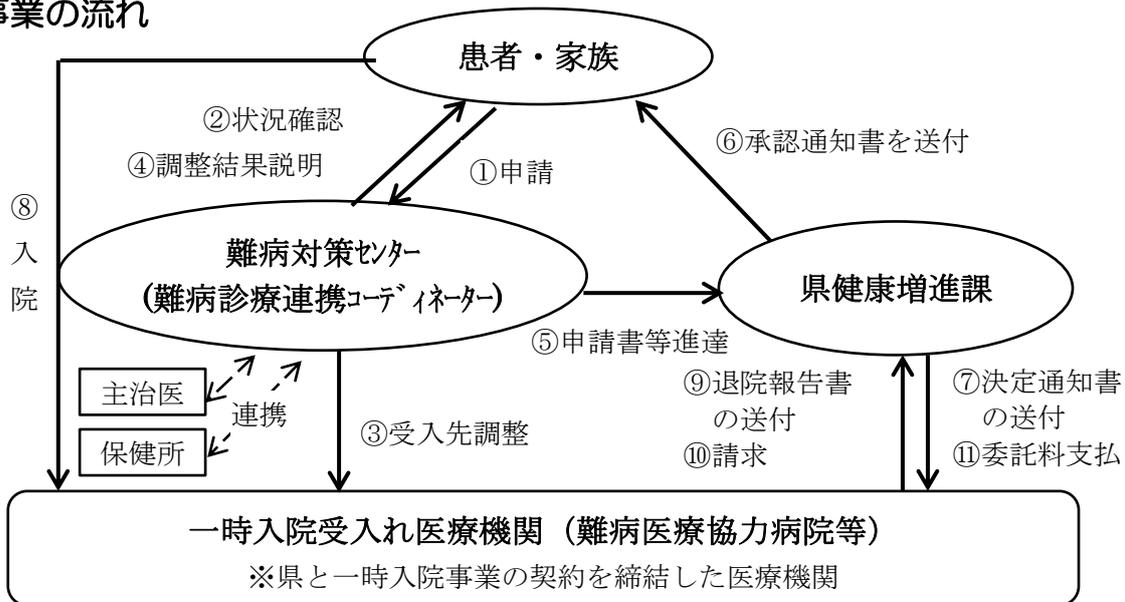
## 6 その他

- ・県から一時入院医療機関に対して、受入日数に応じて委託料を支払います。
- ・入院中に病状悪化等があった場合は、主治医と相談の上、治療のために転院となる場合もあります。

## 7 お問い合わせ・申請先

- ・難病対策センター 難病診療連携センター TEL 0836-85-3236  
（山口大学医学部附属病院内） （又は 3237）
- ・山口県健康福祉部健康増進課 精神・難病班 TEL 083-933-2958

## 8 事業の流れ



原則、現在かかっている医療機関の地域医療連携室等をおして相談・申請をしてください。  
 なお、受入先の調整には一定の時間を要しますので、できるだけ希望日の2週間前までに相談・申請をお願いします。(緊急の場合を除く)



### 【一時入院受入れ医療機関】 R6.4月現在 39病院

医療機関名	所在地	医療機関名	所在地
錦病院	岩国市	山口労災病院	山陽小野田市
岩国市立美和病院	岩国市	小野田赤十字病院	山陽小野田市
岩国みなみ病院	岩国市	森田病院	山陽小野田市
岩国市医療センター医師会病院	岩国市	美祢市立美東病院	美祢市
国立病院機構柳井医療センター	柳井市	光風園病院	下関市
オープンシステム徳山医師会病院	周南市	国立病院機構関門医療センター	下関市
徳山病院	周南市	西尾病院	下関市
湯野温泉病院	周南市	脳神経筋センターよしみず病院	下関市
光市立光総合病院	光市	安岡病院	下関市
緑町三祐病院	防府市	山口県済生会下関総合病院	下関市
三田尻病院	防府市	下関市立豊田中央病院	下関市
山口若宮病院	山口市	山口県済生会豊浦病院	下関市
林病院	山口市	長府病院	下関市
総合病院山口赤十字病院	山口市	長門総合病院	長門市
尾中病院	宇部市	岡田病院	長門市
宇部記念病院	宇部市	都志見病院	萩市
宇部中央病院	宇部市	萩市民病院	萩市
セントヒル病院	宇部市	玉木病院	萩市
宇部協立病院	宇部市	国立病院機構広島西医療センター	広島県大竹市
宇部西川ビルディング病院	宇部市		

※受入れ医療機関への連絡・調整は、難病対策センターが行います。